

富山県済生会富山病院外来駐車場運営管理業務委託仕様書

(目的)

本仕様書は、富山県済生会富山病院（以下、「甲」という。）における外来駐車場運営管理業務の円滑かつ効率的な遂行を図ることを目的とし、次に掲げる業務についてその仕様を定め、受託者（以下、「乙」という。）は誠意をもって誠実に実施するものとする。なお、乙は、業務が甲の利用者へのサービス向上に重要であることを認識し、駐車場の安全でスムーズな利用のため、本仕様書に定めるほか、関係法令を遵守し、円滑な業務の遂行に努めるものとする。

(当院及び駐車場の概要)

(名称)	富山県済生会富山病院外来駐車場
(所在地)	富山県富山市楠木33番地1
(病床数)	250床
(患者数)	入院患者数201.2人/日（令和5年度実績） 外来患者数420.1人/日（令和5年度実績）
(外来診療受付)	8時30分～11時00分
(外来休診日)	日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
(駐車場台数)	外来駐車場807台

(契約期間)

令和7年6月1日から令和12年5月31日までとする。（5年契約）ただし、甲乙双方の協議により開始時期を変更できる。

また、契約期間中であっても、正当な事由がなく駐車場運営管理業務委託契約書及び本参加資格要件の各条項に違反したときは、契約の解除をすることがある。

(委託業務)

この仕様書は駐車場運営管理業務の遂行のため、共通する基本的な事項を示すものであり、委託する業務は下記の項目である。

なお、乙は、本仕様書に記載のない事項においても、付帯する業務については甲と連絡調整の上、実施すること。

- ① 駐車場管理体制の構築を利用者の利便性等に留意し、甲と十分に協議を行い、承認を得たうえで行うこと。
- ② 乙の負担において、駐車場管理に必要な機器・看板類を設置するものとする（詳細：別表1）。なお、運営方法については安全面等の観点から、駐車券を使用せず、車両ナンバー認識カメラを用いて入出庫管理を行う方法とすること。使用する管理機器については適当と思われる機能を有し、乙は運用に必要とする手続き及び適正な電気工事・光回線取得工事等を行う。
- ③ 精算機の最低1台は高額紙幣対応、千円札紙幣、クレジットカード及び各種キャッシュレス決済に対応した機種であること。また、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応した機種であること。
- ④ 乙は、駐車場運営管理業務を遂行するうえで、必要な手続き（路外駐車場の届出等）及び工事を行うこと。ただし、工事等を行う場合、甲の承認を得た上で行うこと。
- ⑤ 乙は、駐車場運営管理方法を構築するためのスケジュール管理を行うこと。
- ⑥ 運営管理開始前後の混雑、混乱に備え、広報体制や利用者への周知体制を整備すること。
- ⑦ 駐車場の営業時間は、24時間365日営業とすること。ただし、甲が必要と認めるときは、臨時休業する場合もありうる。
- ⑧ 駐車場利用料金は、乙が定期的に精算機等から乙の責任で徴収するものとする。
- ⑨ 駐車場を運営管理するための設備機器等の定期的な保守・修理、維持管理を行い、駐車場運営管理業務の質を維持すること。
- ⑩ 乙は24時間365日対応のコールセンター機能を有し、必要に応じて専門係員を迅速に現場へ出動させ対応すること。なお、利用者からの連絡を受けるコールセンターは、個人情報保護の観点から自社もしくは自社グループ会社内で有し、災害時に備え全国4ヶ所以上に拠点を設けていること。
- ⑪ 迅速な対応を行うため、現場へ出動する専門係員は自社もしくはグループ会社内で有しているものとする。このとき、専門係員が当院へ概ね90分以内に急行できる場所に自社、もしくは自社グループ内で事業所（支店・営業所含む）を有していること。
- ⑫ 駐車場の不正利用防止や放置車両及び長期駐車車両への対処方法を確立すること。
- ⑬ 駐車場設備や環境整備等に改善が必要な場合は積極的に甲に提案すること。
- ⑭ 新設機器が設置されるまでの間については、甲、乙協議を行う。

（駐車料金）

駐車料金については各社の提案とするが、以下は各社共通の設定とする。

- ① 外来患者については割引認証により一定時間は無料で出庫できるものとする。

なお、透析患者や病院の都合で駐車させる場合（付添い・病状説明・呼出・院外から招聘した外部の方など）は、割引認証によって無料とする。

- ② お見舞いについては初めの30分間は無料とする。30分経過後は入場時刻からの利用料金を適用する。

なお、実際に運営を行う際の料金設定は、甲乙協議の上で決定する。

駐車料金を変更する場合も、甲乙協議の上で決定する。

（基本条件）

（1）運営上の制限

- ① 乙は、運営管理に基づく権利の全部または一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入もしくは担保に供し、または営業の委託もしくは名義貸し等を行うことはできない。
- ② 乙は当該業務について大規模な修繕、模様替え、原状を変更するような行為をする時は、事前に書面をもって甲の承認を得なければならない。
- また、これにかかる修繕費などの必要経費及びその他の一切の費用を甲に請求しないものとする。
- ③ 乙は、対象物件に建物を建築または設置することはできない。

（2）義務

- ① 乙は利用者の便宜を図り、最善の注意をもって維持しなければならない。
- ② 乙は当該業務に伴う一切の責任を負わなければならない。
- ③ 乙は甲が管理上必要な事項を乙に通知した場合は、速やかに事項の検討を行い、その事項を遵守しなければならない。
- ④ 乙は近隣住人の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

（3）乙の取り消しまたは変更

次の各号に該当する時は、許可の取り消しまたは変更することができる。また、この場合、甲または第三者に損害を与えたときは、すべて乙の責任でその損害を賠償しなければならない。

- ① 乙が仕様書の各条項に違反または義務を果たさない場合
- ② 応募資格の詐称、その他不正な手段によりこの許可を受けた場合
- ③ その他、乙が法令などの規程に違反した場合

（4）期間終了時の条件

①乙は契約期間が満了した時、または許可を取り消された場合は、甲の指定する期日までに対象物件を乙の費用負担で原状回復しなければならない。

但し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

②乙が期日までに原状回復の義務を履行していない場合、甲がこれを行い、その費用を乙に請求することができる。

(固定収益金及び費用負担区分について)

(1) 固定収益金

乙は、駐車場利用者の利用料金を回収した上で毎月固定の固定収益金を甲の指定する金融口座に振り込むものとする。

(2) 費用負担区分等

管理業務に必要な光熱水費、除草除雪、既存付帯設備及び甲設置の付帯設備（照明、消防用設備等）の修繕費、法定点検等（消防用設備等定期点検、防火設備定期検査等）に要する費用、警備員費用、公租公課は甲の負担とし、それ以外の費用は、駐車場の初期整備費用・運営費用等はすべて乙の負担とする。

(3) 振込期日

固定収益金は各月月末締めとし、当月末までの振込とする。

(損害賠償責任)

乙は、故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場合、いかなる理由でも賠償責任を負うものとする。これらの請求に備え、必ず責任保険に加入すること。

(その他)

この仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙で協議することとする。

別紙 1

富山県済生会富山病院外来駐車場 設置機器構成要求水準書

No.	名称	数量	仕様
1	事前精算機	3 台	画面上で車両ナンバー4桁を入力し精算できるもの クレジットカード・電子マネー決済対応のもの 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応できるもの 最低1台は高額紙幣対応できるもの 正式な台数については業者選定後に協議とする
2	出庫注意灯	1 式	駐車場出口部分に設置
3	車両ナンバー認識カメラ及び照明	1 式	駐車場入口・出口に設置 ご当地ナンバーにも対応できるもの 各社、管理に必要な数量による
4	ループコイル	1 式	各社、管理に必要な数量による
5	制御盤	1 式	各社、管理に必要な数量による
6	必要な配管・配線	1 式	各社、管理に必要な数量による
7	光回線の取得	1 式	各社、管理に必要な数量による
8	料金や利用案内などの看板類	1 式	各社、管理に必要な数量による
9	割引認証機	5 台	正式な台数については業者選定後に協議とする

以 上